～下川町民意見公募(パブリックコメント)のお知らせ～

令和4年12月29日

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、「下川町個人情報の保護に関する法律施行条例(仮称)」(素案)の新規制定にあたり、ご意見(パブリックコメント)を次のとおり募集いたします。

1　公表する案の名称

「下川町個人情報の保護に関する法律施行条例(仮称)」(素案)について

2　公表する案の参考資料

(1)　【参考資料1】個人情報保護制度見直しの全体像(国(個人情報保護委員会)作成)
(2)　【参考資料2】個人情報の保護に関する法律(令和5年(2023年)4月1日施行)
(3)　【参考資料3】下川町個人情報保護条例(現行条例)
(4)　【参考資料4】開示決定等の期限

3　公表する案の公表方法と情報の入手方法

(1)　下川町のホームページへの掲載（必要なデータをダウンロードし入手）
(2)　公区の班回覧による「お知らせ」（【参考資料】一部のみ添付・詳細は上記(1)を確認）
(3)　下川町役場1階行政情報コーナー、2階総務課窓口、へ資料配置（閲覧・配布用）

4　意見の提出期間・期限

令和4年12月29日(木)から令和5年1月30日(月)まで
※郵送の場合は、当日消印有効

5　意見の提出先

〒098-1206　上川郡下川町幸町63番地　下川町総務課総務グループ
電話番号：01655-4-2511(内線223)、ファクシミリ番号：01655-4-2517、
電子メールアドレス：s-shomu@town.shimokawa.hokkaido.jp

6　意見の提出方法

(1)　直接提出する場合　→　上記「5　意見の提出先」へ持参し提出
(2)　郵送で提出する場合　→　上記「5　意見の提出先」宛へ送付
(3)　電子メールで提出する場合　→　上記「5　意見の提出先」電子メールアドレスへ送信
(4)　ファクシミリで提出する場合　→　上記「5　意見の提出先」ファクシミリ番号へ送信

7　提出された意見の取扱い

提出された意見については、提出された意見の概要及び提出された意見に対する町の考え方並びに案を修正したときはその修正内容を公表いたします。

なお、公表については、上記「3　公表する案の公表方法と情報の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

8　その他

(1)　意見の提出にあたっては、所定の様式によらなくても構いませんが、住所、氏名(法人その他の団体にあっては所在地、名称及び代表者氏名)及び連絡先(特に電話番号)を明記してください。
(2)　提出いただいた書面はお返しできません。
(3)　個々の意見に対し、直接本人への回答はいたしませんのでご了承ください。
(4)　プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷等の差別を助長する意見、個人情報が記載された意見は公表しない場合があります。

【お問い合わせ先】下川町総務課総務グループ　電話　01655-4-2511(内線223)